

# 第 ③ 章 プランの基本的な考え方

## 1 基本理念

### 8つの基本理念（日進市男女平等推進条例第三条）

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 施策や方針の立案及び決定への参画
- (3) 制度・慣行が男女の社会生活の自由な選択に影響を及ぼさない配慮
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮
- (5) 男女平等を基本とした教育への配慮
- (6) 国際社会との協調
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 男女間の暴力の根絶

男女共同参画基本法において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義づけされており、男女共同参画社会の実現は、「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」とされています。

そして、第5次男女共同参画基本計画において、「男女共同参画はそれ自体が最重要課題であるが、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わる。今が、国民一人一人の幸福 (well-being) を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。こうした危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。」としています。

本市においても、上位計画である第6次日進市総合計画で示されている基本的な方向性を踏まえつつ、本計画において、性別など関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様な市民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮し、多様性を認めあい、健康でいきいきと活躍できるまちを目指します。

誰もが暮らしやすい 多様性を認めあうにっしん

## 2 基本目標

本プランは、次の目標に沿って、施策・取り組みを展開します。

### 基本目標 I

#### 性別にかかわらず個人の人権を尊重し認めあうことのできる男女平等な社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成及び固定的な性別役割分担意識の解消や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきを促し解消していく必要があります。

人権尊重意識を醸成するとともに、あらゆる分野においてジェンダー平等・男女共同参画を意識し行動できる市民などが増えるようジェンダー視点の主流化を進めます。

**ジェンダー視点:**ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。

**ジェンダー視点の主流化:**法律・政策・事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取り組みが及ぼしうる、女性と男性への異なる影響を精査するプロセス。女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないようにするための戦略で、ジェンダー平等の達成を目的としている。

### 基本目標 II

#### さまざまな分野で性別にかかわらず意思決定に参画できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担いながら、能力や個性を発揮できる社会づくりが必要です。政策・方針決定の場への女性の参画促進に努めます。また地域活動・市民活動などを持続可能なものとするためにも、女性の参画促進と性別にかかわらず適材適所を働きかけます。

## 基本目標Ⅲ

### 性別にかかわらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり(女性活躍推進法市町村推進計画)

男女共同参画社会を実現するために、本市の状況を踏まえつつ、女性活躍推進法の趣旨に基づき、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活を送ることができるよう支援するとともに、男女がともに家事・育児などの担い手として、パートナーと家事などの共有ができるよう、男性の家事参画への意識の醸成に努めます。

## 基本目標Ⅳ

### 性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくり

女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。ジェンダー平等を実現するために、男女が互いの性別特有の健康課題を十分に理解し思いやることができるよう、正しい知識の普及に努めます。また、様々な社会的困難と性別に起因する社会的困難とが複合する場合がありますため、理解と支援に努めます。さらに、非常時においてはジェンダー課題が拡大・深刻化するため、平常時から対策し、性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

## 基本目標Ⅴ

### ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり(DV防止法市町村基本計画)

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、重大な人権侵害です。夫婦間・パートナー間は本来対等であるはずですが、一方が他方を力で思い通り支配し管理しようとするときに生じる暴力です。また、児童虐待と複合している場合もあります。

男女共同参画社会の実現のため、DVを許さない人権意識・ジェンダー平等意識を高めるよう啓発に努めます。

また、被害を迷わず相談したり、暴力に気づいた周囲の人が関係機関に連絡できるよう相談窓口を周知するとともに、法改正など国の動向を注視しつつ、DV被害者への適切な対応を行うための体制を確保し、支援に努めます。

### 3 横断的な視点

#### 国際協調～SDGs達成を意識した計画の推進～

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下アジェンダ）に掲げられた2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標で、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

アジェンダでは、前文において「誰一人取り残さないことを誓う」とともに、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と謳っています。また、「人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る（女性）の権利と機会が否定されている間は達成できない」としています。

そして、SDGsの目標5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性・女児のエンパワーメントを図る」を掲げるとともに、SDGs達成にジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは重要な貢献をするものであり、アジェンダ全体の実施においてジェンダー視点の主流化が不可欠としています。

本市男女平等推進条例においても、「男女平等の推進に関する取組みは、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的な理解と協調の下に行われること。」となっています。

本市においては、総合計画をはじめとした各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。

本計画においても、国際協調の下、本市が推進するESDの考え方を取り入れ、SDGsに貢献できる人づくりを推進するとともに、SDGs及びアジェンダを意識して取り組み、性別にかかわらず誰もが自らの力を発揮し活躍できるまちの実現を目指します。

### 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)からの解放

人は誰も思い込みと無縁ではありません。偏見を持っていないつもりでも、知らず知らずの内に思い込み、偏った意識を持っています。

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は幼少のころから長年にわたり形成され、女性にも男性にも存在しています。男女共同参画社会は、性別にかかわらず“自らの意志に基づいて”個性と能力を発揮できる社会ですが、無意識の内に思い込んでいる中では、本来の自らの意志が偏ってしまう場合もあることが考えられます。

本計画においては、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が女性/男性のどちらかに不利に働かないよう、市職員・教育関係者・市民などへの啓発・学習を進め、行動変容を促し、自分らしく主体的で多様な選択ができるような取り組みを推進していきます。

### 人生100年時代を生きる

日本は世界有数の長寿社会を迎えており、「教育、仕事、老後」といった単線型の人生設計や、女性だからこう、男性だからこうといった画一的な生き方でなく、年代や人生のステージにおいて学び方、働き方、生き方を、自分自身で選び、様々に組み合わせ生きていくことのできる社会となっていくことが求められています。

2015年(平成27年)市町村別生命表によると平均寿命が男女とも県内1位の本市においても、人生100年時代を見据えて、性別にかかわらず生涯にわたる健康な生活の実現、学び続け活躍し続けられる環境、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境整備を推進します。

## ダイバーシティ&インクルージョン

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今こそ男女共同参画の視点が求められています。男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」だけでなく、年齢や国籍、性的指向・性自認に関する事など含め、幅広く多様な人々を包摂する、ダイバーシティ&インクルージョンな社会の実現につながります。

人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、家族や世帯のあり方や結婚や性に関する考え方、人と人とのつながりや関係性など、あらゆるものが多様化している今日において、性別、年齢、外見、国籍、文化、社会的地位、障害の有無、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりがお互いの個性や多様な価値観・生き方を認めあい、安心して生活し、ともに支え合いながら社会に参画できる環境づくりを推進します。

また、多様性の受容と共生意識は市民一人ひとりの中に醸成されていくものであるため、施策の効果は一朝一夕で測れるものではありません。地道な取り組みを継続して行っていきます。

**ダイバーシティ&インクルージョン(Diversity & Inclusion)**:多様性の包摂。ダイバーシティと省略して使われることが多い。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

## 4 プランの体系

基本理念	基本目標	施策の方向
(1) 男女の人権の尊重 (2) 施策や方針の立案及び決定への参画 (3) 制度・慣行が男女の社会生活の自由な選択に影響を及ぼさない配慮 (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮 (5) 男女平等を基本とした教育への配慮 (6) 国際社会との協調 (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 (8) 男女間の暴力の根絶	<b>基本目標Ⅰ</b> 性別にかかわらず個人の人権を尊重し認めあうことのできる男女平等な社会に向けた意識づくり	① 人権を尊重する意識の醸成 ② 男女共同参画社会の実現に向けた、性別に対する固定的な意識の解消 ③ 教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進 ④ 多様な性や生き方への理解促進
	<b>基本目標Ⅱ</b> さまざまな分野で性別にかかわらず意思決定に参画できる環境づくり	① 政策・方針決定の場における男女平等の推進 ② 地域活動・市民活動等の場における男女平等の推進
	<b>基本目標Ⅲ</b> 性別にかかわらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり (女性活躍推進法市町村推進計画)	① 女性の職業生活における活躍推進と男性の家庭生活への参画促進 ② 子育て・介護に対する支援 ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
	<b>基本目標Ⅳ</b> 性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくり	① 女性の生涯にわたる健康づくりの支援 ② さまざまな社会的困難を抱えている人の支援 ③ 防災・復興分野での男女共同参画の推進
	<b>基本目標Ⅴ</b> ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり (DV防止法市町村基本計画)	① DV等の防止に関する理解促進 ② DV被害者の支援



施策	No.
A 人権全般に関する啓発 B 人権相談の充実 C 人権教育の充実	1~4
A ジェンダーに対する固定的意識解消の啓発 B 印刷物等のジェンダー平等に配慮した表現 C ジェンダー平等の視点を確保した制度慣行等の見直しができる市職員意識の向上 D ジェンダー統計の整備	5~12
A 教職員へのジェンダー平等視点確保に向けた取り組み B ジェンダーの無意識の思い込みを踏まえた教育現場での児童・生徒への取り組み C ジェンダー平等を踏まえた保育現場での取り組み D 学習機会でのジェンダー平等の取り組み	13~18
A 性的マイノリティへの理解促進 B 性的マイノリティの相談先の確保	19~21
A 市附属機関等における女性委員の登用促進 B 女性管理職の登用促進	22~24
A 自治会等地域活動におけるジェンダー平等の推進 B 家庭教育活動の場におけるジェンダー平等の推進 C 市民活動の場におけるジェンダー平等の推進	25~27
A 女性が職業生活を営むためのエンパワーメントの支援 B 女性が活躍できる職場づくり C 男性の家庭参画促進意識啓発 D 男性の家庭生活参画機会の提供 E 市職員に向けた参画促進	28~38
A 子育てと仕事の両立支援 B 介護と仕事の両立支援 C 市職員が仕事と育児・介護を両立するための支援	39~43
A 企業に向けた啓発 B 市民に向けた啓発 C 市職員に向けた啓発	44~47
A 妊娠・出産に関わる女性への健康支援 B 性別特有の疾病に対する予防支援 C リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発 D 性犯罪・性暴力の防止	48~55
A ジェンダー平等の視点を取り入れたひとり親に対する支援 B ジェンダー平等の視点を取り入れた高齢者への支援 C ジェンダー平等の視点を取り入れた障害者への支援 D ジェンダー平等の視点を取り入れた支援につながりにくい人への対策	56~61
A ジェンダー平等の視点を取り入れた平常時の災害への備え B ジェンダー平等の視点を取り入れた避難生活への支援 C 非常時の女性に対する暴力の防止	62~65
A 市民に向けたDV防止理解促進の啓発 B DV二次被害防止に向けた市内対応	66.67
A DV被害の相談先の確保 B DVによる住民基本台帳閲覧制限支援 C 愛知県女性相談センターと連携した一時保護の実施 D DV被害者を支援するための市内連携体制の強化 E DV被害者を支援するための外部機関の活用・連携	68~74